

プレミアムサポート・システムプラン約款

2026 年 5 月 1 日版

本約款は、お客様が株式会社ユニマットリック（以下「弊社」といいます。）から使用許諾を受ける RIKCAD（オプションソフトウェアの、BIMx を含み、以下「本商品」といいます。）のご利用に付随して、最新版プログラムの提供、システムアップ、優待、保守メンテナンスその他のアフターサービス等（第 2 条に定めるサービス等をいい、以下「本サービス」といいます。）を受けるうえで遵守すべき条件その他の必要な事項を定めるものです。

第1条.（適用対象）

本約款に基づく本サービスの提供は、本商品をご利用されるお客様のみを対象とし、これ以外の商品（オプションソフトウェア等）については、弊社が別途定めるところに従うものとします。

第2条.（サービス内容）

- 本サービスの内容は、下記 (1) 「プレミアムサポート」および (2) 「システムプラン」のうち、お客様から実際にお申込みを受けたいいずれかまたは双方のサービスの範囲で構成されます。
 - プレミアムサポート
お客様サポート
ヘルプデスクへの電話、Email による操作上のお問い合わせおよび保守を行います。対応時間帯は、月～金曜 9:00～12:00/13:00～18:00、毎月最終水曜日は、9:00～12:00/13:00～17:00 とし、祝祭日および弊社の定めた特別定休日（夏季、年末年始）は除きます。
 - RIK コンシェル利用
建材商品データ、素材データ、テキストチャータ、拡張機能（以下「商品データ」といいます。）の自動更新を行います。また、お客様がご利用の「RIKCAD」システム内に「商品データ」をダウンロードし、作図にもご利用頂けます。
 - セミナー受講
プレミアムセミナーは全て無料で受講可能とします。
 - バージョンアップ優待
「RIKCAD」バージョンアップを特別価格でご提供します。価格は最新版リリース時に案内します。
 - システムプラン
最新版プログラムの提供等
RIKCAD の最新版プログラムおよび本サービス専用の特典機能（システムアップ）のご提供
- プレミアムサポートをご利用されるお客様は、前項 (1) (b) 「RIK コンシェル」のご利用に際し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 弊社がお客様に付与するユーザーID およびパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）については、お客様の責任において管理するものとし、ログイン情報を第三者に売買、譲渡、貸与してはならないこと
 - 「RIK コンシェル」によりダウンロードされた「商品データ」は、「RIKCAD」システムに係る「ソフトウェア使用許諾条件契約書」第 4 条[禁止事項]の定めに従って、再販、譲渡、貸与、改変してはならないこと
 - システムプランのお申込みには、RIKCAD 最新版のライセンスであること、およびプレミアムサポートにもお申込みをすること、またはプレミアムサポートのサービスを既に利用していることが必要です。

第3条.（サービス開始日と申込期日）

【月額プランの場合】
本サービスの利用開始日は、お客様が弊社所定の申込書に必要事項を記載して本サービス利用を申込み、これを弊社が正式に受理した日の翌月 1 日（以下「利用開始日」といいます。）とします。なお、翌月 1 日が利用開始日となる本サービス利用の申込みの弊社受理期限は毎月 15 日（同日を含みます。）までとします。
【年額プランの場合】
本サービスの利用開始日は、お客様が弊社または弊社販売店に本サービスの利用を申込み、これを弊社が正式に受理した日の翌月 1 日とします。なお、翌月 1 日が利用開始日となる申込みの弊社受理期限を毎月 15 日とします。

第4条.（利用期間と更新）

- 【月額プランの場合】
本サービスの利用期間は、利用開始日より 1 年間とします。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までにお客様と弊社のいずれからも申し出がないときは、更に 1 年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
- 前項の定めにかかわらず、本商品の使用許諾契約が終了した場合には、本約款に基づく本サービス利用も当然に終了するものとします。
- 【年額プランの場合】
本サービスの有効期間は、利用開始日より 1 年間とします。ただし、お客様が複数年でお申込みされた場合は、利用開始日より申込年数とします。- 本サービスの有効期間を延長する更新のお申込みは、弊社、または弊社販売店を通じて、本サービス有効期間満了月の 15 日までに行うものとします。弊社が 15 日までにお申込みを受理できない場合は、本サービス有効期間満了月をもって終了するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、本商品の使用許諾契約が終了した場合には、本約款に基づく本サービス利用も当然に終了するものとします。

第5条.（利用料金等）

- 【月額プランの場合】
プレミアムサポートをご利用されるお客様は、弊社に対し、月額利用料金として、本サービスを受けるお客様の事業所（拠点）あたり表面記載の金額 4,000 円（消費税別）を支払うものとします。
- システムプランをご利用されるお客様は、弊社に対し、(i) 月額利用料金として RIKCAD 1 ライセンスあたり表面記載の月額費用 5,000 円（消費税別）を、また、(ii) 登録初期費用として RIKCAD 1 ライセンスあたり表面記載の初期費用 30,000 円（消費税別）を、それぞれ支払うものとします（以下、これらのシステムプランの利用料金等とプレミアムサポートの利用料金を個別にまたは総称して、「本サービス利用料金等」といいます。）。
 - すでに支払済みの本サービス利用料等は、事由の如何を問わず返金いたしません。
- 【年額プランの場合】
プレミアムサポートをご利用されるお客様は、弊社に対し、本サービスを受けるお客様の 1 事業所（拠点）あたり、年間利用料金 48,000 円（税抜）を支払うものとします。- システムプランをご利用されるお客様は、弊社に対し、RIKCAD 1 ライセンスあたり、初期登録費用 30,000 円（税抜）、および年間利用料金 60,000 円（税抜）を支

払うものとします。前各項に関し、お客様が複数年でお申込みされた場合は、その年数を乗じた利用料金を支払うものとします。（以下、これらのシステムプランの利用料金等とプレミアムサポートの利用料金を個別にまたは総称して、「本サービス利用料金等」といいます。）

すでに支払済みの本サービス利用料金等は、事由の如何を問わず返金いたしません。

第6条.（料金の支払）

【月額プランの場合】
本サービス利用料金等のうち、(i) 月額利用料金は、毎月 1 日を料金算定基準日とし、当月分を翌月 5 日（当該日が金融機関休日にあたる場合はその翌営業日）までに、(ii) 登録初期費用は、毎月 15 日〆弊社受付後翌々月 5 日（当該日が金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日）までに、それぞれ口座振替その他弊社が別途認める方法により支払うものとします。- 事由の如何を問わず、本約款の定めに基づいて本サービス利用が終了した場合には、最終利用月の月額利用料の振替日は、最終利用月の翌月 5 日とします。
- 本サービス利用料金等のご請求にあたり弊社から請求書の発行は行わないものとし、また、月額利用料金の振替にあたっては、本サービス利用料金等を合算して一度に振替を行います。なお、振替時の通帳上の摘要は、「リックメンテナンス」とします。

【年額プランの場合】
本サービスの利用料金は、お客様による本サービスのお申込み時に一括して、弊社が定める所定の方法により、弊社、または弊社販売店に支払うものとします。

第7条.（中途解約）

- 【月額プランの場合】
- お客様が本サービス利用の解約を希望する場合、お客様は、弊社所定の解約書類に必要事項を記入の上、これを解約希望月の前月 15 日（同日を含みます。）までに弊社に提出し、かつ同日までに弊社が受理することを条件に、本サービス利用をいつでも解約することができます。ただし、システムプランについては、当初の利用期間（当初 1 年間をいい、以下「最低利用期間」といいます。）中に限り、これを解約できないものとし、お客様がその都合で最低利用期間中にシステムプランの解約を希望する場合には、当該残余期間に係る月額利用料の合計額を一括して支払うものとします。
 - 第6条第2項の定めにかかわらず、前項ただし書きに定める残余期間に係る清算金については、弊社が別途発行する請求書に従って、当該請求書の発行日から 1 ヶ月以内にこれを支払うものとします。
- 【年額プランの場合】
お客様が本サービス利用の解約を希望する場合、お客様は、弊社所定の解約書類に必要事項を記入の上、これを解約希望月の前月 15 日（同日を含みます。）までに弊社に提出し、かつ同日までに弊社が受理することを条件に、本サービス利用をいつでも解約することができます

第8条.（登録抹消）

【月額プランの場合】
弊社は、お客様が次の各号に掲げる事由の一つに該当したときは、お客様に対する事前の通知または催告等なくして、本サービスの利用登録を直ちに抹消できるものとします。

- お客様が本サービス利用料金等の支払いを 2 回連続して怠ったとき
- 本約款上の義務に違反したとき（ただし、治癒可能なものについては、お客様に対する相当期間を定めた是正催告にもかかわらず、当該是正期間内に当該義務違反を治癒できなかったときに限ります。）
- 支払停止または支払不能に陥り、または、お客様に対する、若しくはお客様本人による破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算若しくはこれらに類似した手続の申立てがなされたとき
- 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売または滞納処分による通知を受けたとき
- 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
- 本商品の利用が終了したとき

【年額プランの場合】
弊社は、お客様が次の各号に掲げる事由の一つに該当したときは、お客様に対する事前の通知、または催告等なくして、本サービスの利用登録を直ちに抹消できるものとします。

- 本約款上の義務に違反したとき（ただし、治癒可能なものについては、相手方に対する相当期間を定めた是正催告にもかかわらず、当該是正期間内に当該義務違反を治癒できなかったときに限ります。）
- 支払停止、または支払不能に陥り、またはお客様に対する、もしくはお客様本人による破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算もしくはこれらに類似した手続きの申立てがなされたとき。
- 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売または滞納処分による通知を受けたとき。
- 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- 本商品の利用が終了したとき

（再登録条件）本サービスのうち「システムプラン」の利用登録を一度解除したお客様が同サービスの再登録を申し込むためには、同サービスが当該利用解除時以降に 1 回以上バージョンアップしていることを要するものとします。また、当該再登録の申込みにあたって、当該お客様は、弊社に対し、当社が定める所定の再登録費用 30,000 円（税抜）に加えて、当該お客様による同サービス利用解除時以降にリリースされた全てのバージョンアップ料金を支払うものとします。

第9条.（本サービスの終了）

弊社は、本サービスの利用期間にかかわらず、弊社の都合により、本サービスの提供を終了させることがあります。この場合、サービス終了日の 60 日前までに、電子メールを送信する方法により、その旨をお客様に通知するものとします。

第10条.（反社会的勢力の排除）

- お客様は、弊社に対し、現在かつ将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、また暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いたまたは威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、かつ保証するものとします。
- お客様が前項の定め違反したと弊社が認めた場合には、弊社は本サービスの提供を直ちに終了させることができるものとします。

第11条.（約款の変更）

1. 弊社は、弊社が必要と認める場合は、いつでも本サービスまたは本約款の内容を変更することができるものとします。
2. 前項の場合において、本サービスまたは本約款の変更内容がお客様に重大な影響を与えるおそれがあると弊社が判断した場合には、弊社は、原則として当該変更日の30日前までにお客様に対して電子メールを送信する方法により、当該変更を行う旨および変更後の内容を告知するものとし、当該変更日以降も引き続き本サービスを利用継続したお客様は、当該本サービスまたは本約款の変更に同意したものとみなします。

第12条. (免責)

弊社は、弊社が本商品の提供のため第三者から付与されている利用許諾の範囲内で本サービスをお客様に提供するものとし、弊社と弊社に対して本商品の提供に必要なサービス及び利用許諾等を提供している第三者との間の契約が終了した場合等、弊社の故意又は重大な過失によらず本商品又は本サービスの提供ができなくなった場合、弊社はお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

第13条. (準拠法および合意管轄)

1. 本約款は日本法に準拠し、同法に従って解釈適用されるものとします。
2. 本約款に基づく本サービスの利用に関して生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条. (協議)

本約款に定めがない事項その他本約款の解釈または本サービス利用上の取り扱い等に疑いが生じた場合には、お互いに誠意をもって協議のうえ、これを解決します。

以上